

令和6年5月13日

福津市議会

議長 高山 賢二 様

総務文教委員会

委員長 秦 浩

## 総務文教委員会審査報告書

令和6年第3回福津市議会臨時会において、本委員会に付託を受けておりました事件についての審査結果を、会議規則第110条の規定により次のとおり報告いたします。

### 記

#### 1. 審査経過

付託年月日 令和6年5月13日

審査年月日 令和6年5月13日

#### 2. 出席者

委員 秦委員長、豆田副委員長、中村恵輔委員、山本委員、佐伯委員、戸田委員  
執行部 平田総務部長、花田経営企画部長、石津教育部長、藤井情報化推進課長

◎議案第34号 福津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を改正することについて

#### 審査内容

##### (1) 主な質疑及び答弁

(質疑)条例改正による市民への影響は。

(答弁)条例改正の前提である法改正の趣旨の一つに、マイナンバーを利用して情報連携することで、個別の手続きにおいて紙ベースで必要だった添付書類が要らなくなるといった内容も入っていることから、迅速に処理ができるようになり、市民の利便性が向上すると考えている。

(質疑)法の別表第2がなくなっているため、条例の文言を変えざるを得なくなったことによる改正、という理解でよろしいか。

(答弁)お見込みのとおり。

(質疑)5月27日から法律が施行されるが、条例が変更されなかった場合、情報連携

による手続きができなくなるということか。

(答弁) 条例の変更がなされない場合は、条例の参照先がなくなり、手続きの根拠がなくなることになる。

(質疑) 法自体が市民に知られていないと思われるが、条例改正に伴って、市民にはどう周知するのか。

(答弁) 今回の法改正の内容については既に国のほうで公開されていることから、法改正全体の内容を市独自で周知することは、現在のところ考えていない。法改正された中で市民に影響があるものについては、個別に周知をしていく形になるかと考えている。

## (2) 主な意見

(反対) マイナンバー制度について、同じセキュリティレベルで運用している他自治体で、誤交付や誤登録といった様々なトラブルが起きている。マイナンバー制度の全体的な検証が必要と考えられるにも関わらず、この改正は明らかに他分野に利用を広げる内容である。問題のある法律に沿った今回の条例改正であることから反対する。

## (3) 審査結果

本委員会では、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定した。